

## 【令和3年度】障害福祉サービス等報酬改定に係る告示件名一覧(別添PDFファイル)

<b>第1条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	1
1	居宅介護サービス費の算定基準	2
2	重度訪問介護サービス費の算定基準	7
3	同行援護サービス費の算定基準	11
4	行動援護サービス費の算定基準	13
5	療養介護サービス費の算定基準	16
6	生活介護サービス費の算定基準	20
7	短期入所サービス費の算定基準	26
8	重度障害者等包括支援サービス費の算定基準	42
9	施設入所支援サービス費の算定基準	50
10	自立訓練(機能訓練)サービス費の算定基準	58
11	自立訓練(生活訓練)サービス費の算定基準	61
12	就労移行支援サービス費の算定基準	68
13	就労継続支援A型サービス費の算定基準	81
14	就労継続支援B型サービス費の算定基準	96
15	就労定着支援サービス費の算定基準	117
16	自立支援生活援助サービス費の算定基準	120
17	共同生活援助サービス費の算定基準	124
<b>第2条</b>	厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号)	148
<b>第3条</b>	厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(厚生労働省告示第530号)	150
<b>第4条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第1号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成18年厚生労働省告示第531号)	158
<b>第5条</b>	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)	160
<b>第6条</b>	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)	163
<b>第7条</b>	厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)	169
<b>第8条</b>	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年厚生労働省告示第545号)	187
<b>第9条</b>	厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第548号)	190
<b>第10条</b>	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合(平成18年厚生労働省告示第550号)	192
<b>第11条</b>	厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)	194
<b>第12条</b>	厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)	206
<b>第13条</b>	児童福祉法施行令第27条の6第1項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成18年厚生労働省告示第560号)	210
<b>第14条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成19年厚生労働省告示第133号)	212
<b>第15条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第42条の4第2項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める(平成19年厚生労働省告示第134号)	214

<b>第16条</b>	児童福祉法施行令第27条の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部改正(平成19年厚生労働省告示第140号)	216
<b>第17条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)	218
<b>第18条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食(平成21年厚生労働省告示第177号)	220
<b>第19条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成21年厚生労働省告示第178号)	222
<b>第20条</b>	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)	224
1	児童発達支援給付費の算定基準	225
2	医療型児童発達支援給付費の算定基準	253
3	放課後等デイサービス給付費の算定基準	258
4	居宅訪問型児童発達支援給付費の算定基準	279
5	保育所等訪問支援給付費の算定基準	281
<b>第21条</b>	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第123号)	284
1	福祉型障害児入所施設給付費の算定基準	285
2	医療型障害児入所施設給付費の算定基準	296
<b>第22条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)	302
1	地域移行支援サービス費の算定基準	303
2	地域定着支援サービス費の算定基準	306
<b>第23条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第215号)	308
	計画相談支援費の算定基準	309
<b>第24条</b>	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第216号)	321
	障害児相談支援費の算定基準	322
<b>第25条</b>	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年厚生労働省告示第128号)	329
<b>第26条</b>	指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第225号)	335
<b>第27条</b>	指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第227号)	337
<b>第28条</b>	児童福祉法施行令第27条の13第2項の規定に基づき家計における1人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める(平成24年厚生労働省告示第228号)	339
<b>第29条</b>	障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)	341
<b>第30条</b>	厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚生労働省告示第269号)	344
<b>第31条</b>	厚生労働大臣が定める児童等(平成24年厚生労働省告示第270号)	367

<b>第32条</b>	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成24年厚生労働省告示第271号)	..... 382
<b>第33条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)	..... 387
<b>第34条</b>	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第181号)	..... 396
<b>第35条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成30年厚生労働省告示第114号)	..... 405
<b>第36条</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成30年厚生労働省告示第115号)	..... 410
<b>第37条</b>	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成30年厚生労働省告示第116号)	..... 412
<b>第38条</b>	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示(令和元年厚生労働省告示第213号)	..... 414
<b>附則</b>		
1	福祉・介護職員処遇改善加算に係る経過措置(第2条)	..... 417
2	福祉・介護職員処遇改善特別加算に係る経過措置(第3条)	..... 419
3	ピアサポート研修に係る経過措置(第4条―第8条)	..... 420
4	医療的ケア区分に係る経過措置(第9条)	..... 426
5	障害福祉サービス経験者に係る経過措置(第10条―13条)	..... 426
6	基本報酬に係る経過措置(第14条)	..... 428